

事業計画書

(令和4年度)

社会福祉法人 みきた福祉会

生活介護事業所 みきた作業所

はじめに

数年にわたり新型コロナウイルスという未知なる感染症が蔓延している中、日々緊張感を持って支援に取り組んでまいりました。今年度も感染予防対策をしっかりと取り組み、利用者にとって「安心できる場所」を守り続け、笑顔で活動ができるよう職員の専門性啓発向上と個々の人間性研磨に努め、更なる前進、成長、進化を目指してまいります。

毎年の様に自然災害が発生しておりますが、当福祉会においては大きな災害もなく歩んでまいりましたが、その為に避難訓練を年数回行い防災備品も一昨年助成事業にて概ね揃えつつありますが、身を守る為に何をするとする具体的な訓練を行う必要があります。この様な災害対策や感染症などのマニュアルをより一層強化してまいりたいと考えます。

法人としては、毎年の様に事業の安定経営が喫緊の課題となっておりますので、新規利用者の受け入れや、ICT（情報通信技術）の活用を検討し、事業所で働く職員の働きやすい環境と研修等で幅広く知識を養うことで、洗練されたチームの実現を目指していきたくと考えております。

I みきた福祉会事業計画

- ① 障がい者が安心して活動できる環境の提供を目指してまいります
- ② 財政基盤を強化するため、サービス利用者が定員を満たすよう支援学校や相談支援センター等関係機関との連携を強めると共に、無駄な支出を抑制し経費削減に努めます
- ③ 障がい福祉サービス提供に関わる法人職員が、人間性を一層深め知識・能力の研鑽に努め、支援者として信頼されるよう職員育成に努めてまいります
- ④ 従業者がやりがいを持って意欲的に業務に専念できるよう、労働環境の整備に努めてまいります
- ⑤ 利用者のニーズを把握し希望に沿ったサービスを提供いたします
- ⑥ 障がい者及び障がい者を抱える家族の高齢化が進み、障がいの重度化による機能低下が進む状況もあり、新たな事業展開として共同生活援助事業を開始することを目標にグループホーム事業等開設計画作成をすすめてまいります

1 運営の基本方針は以下のとおりです

みきた福祉会は「障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」この理念を法人運営の基本とし以下のことを推進してまいります

- ① みきた作業所が提供する福祉サービスが利用者ひとりひとりの特性に配慮し、良質なサービスが受けられるよう事業所環境・支援体制の向上を図ってまいります
- ② 障がいのある方々が地域社会の中で生活していくために必要な福祉サービスを可能な限り提供できるよう、社会福祉法人として事業促進に努めてまいります

- ③ 理事会・評議員会の活性化を図ると共に事務機能を強化し、より適正な法人運営に努めてまいります
- ④ 期待される福祉サービスが提供できるよう、職員の資質向上を図るため職員研修を計画的・継続的に進め、法人職員全員が自己研鑽に努めてまいります

Ⅱ みきた作業所 事業計画

昨年度は緊急事態宣言が9月まで続き年明けにはオミクロン株の猛威によりまん延防止等重点措置が適用され、活動自体も利用者のニーズに沿ったサービス提供は難しい状態が続きました。しかしながらワクチン接種を終え、少しずつ元の活動を再開できるようになりつつあります。今年度は状況を見て判断し、利用者ひとりひとりが楽しみをもって活動できるよう支援に取り組んでまいります。またそれぞれの事情に合わせて作業所で過ごす時間の検討や作業所での余暇支援強化の為に土曜日開所の日数を増やしてまいります。

利用者個々の障がい特性に応じた個別支援計画書を作成し、利用者並びに保護者や関係者の皆様にも作業所での活動等を周知してまいります。

また活動を通じて利用者が「なにができる」ではなく「なにがしたい」を支援員と共に考え過ぎていけるような環境を提供してまいります

1 運営の基本方針は以下のとおりです

障がいのある人がかけがいのない一人の人間としてその人格が尊ばれ、社会の一員として誇りを持ち、周りに助けられながらも自立した生活が営めるようひとりひとりの人権を擁護し、寄り添い見守り支援していきます

- ① 障がい特性に合わせた活動を提供し、さまざまな体験を重ねていくことで日常生活における経験値を上げる取り組みを行います。またサービス提供時間の延長や土曜開所日を増やす等、利用者のライフスタイルに合わせた支援を行います
- ② 利用者の権利擁護を遵守し、意思決定支援ガイドラインに沿ったサービス提供や虐待防止委員会を設置し、人権を守るための支援強化を図ります
- ③ 事業所が地域の中で社会資源となれるよう情報を公開し、支援学校・関係機関などと連携します。また地域の一員として自立支援協議会に参加し課題解決を共に考え解決してまいります
- ④ 障害者総合支援法等関係法令を遵守し、事業運営を行います

令和4年度は以下の重点目標を設定し事業推進を図ることとする

- 1.個々の利用者ニーズに合わせたサービスの提供、それに伴うさまざまな活動の充実
- 2.利用者の権利擁護及び意思決定支援の強化
- 3.福祉サービスの充実・強化、サービスの質の向上

- 4.虐待防止委員会の設置及び運営
- 5.関係法令・運営規程等の遵守、個人情報適正管理
- 6.サービス提供時間の延長に向けた環境整備
- 7.防災、危機管理体制の強化
- 8.感染症の予防対策、健康管理
- 9.福祉事業として地域の社会的役割を担う
(事業所の周知、相談支援事業所との連携強化)
- 10.利用者ニーズに応じ開所日を増やす(第5土曜日の開所)

利用者支援

アセスメントを行い個々のニーズに合わせた活動を提供します。また利用者、保護者、関係者からモニタリングを実施し、個別支援計画書を作成し支援員がその内容に合わせた支援を行います。また重度支援が必要な方には支援手順書を作成し、支援員がスケジュールに沿った支援を提供します。

日々の活動内容は、意思決定支援を元に本人が選択し日中活動を行います

活動内容

生産活動：軽作業を中心とし、1コマ45分×希望コマ数(最大4コマ)を提供
その日の利用者個々の状態を支援員が考慮し、作業配分を決める。
基本全員午前2コマは生産活動に取り組む。

工賃は取り組んだコマ数により算出する

余暇活動：体づくり、レクリエーション、買い物体験、外出支援、創作活動
活動プログラムは月ごと前月20日に作成し配布する。

午後からの活動としプログラムをみて選択する(毎週水曜日は全員参加)

*新型コロナウイルス感染防止に努め、感染者数増加など状況を見極め、それに伴い提供内容を見直し、安心して日中活動が取り組める様に進めてまいります

虐待防止・意思決定支援

支援員が利用者の人権を尊重し、その権利を擁護すると共に利用者が安心・安全な日常生活を過ごすため、個々の支援に取り組めます。

自己評価シートを月末に提出、それを元に定期的な委員会を開催し虐待防止に努めます。

また個々の意志を確認するための支援ツール等を整備し利用者が自己決定できるようなプロセスを活動内容に取り入れ実施します

個々のニーズへの対応

放課後デイサービスの普及などにより保護者が勤労されているご家庭が増えてきている中、必要に応じたサービス提供時間や週末支援など多様なニーズに対応するために環境整備をすすめてまいります

健康管理

個々の障がい特性を踏まえながら、仲間と楽しく過ごし身体を動かす事で気持ちも明るく前向きな生活・思考へと変わっていくことを支援目標とし、利用者が定期的に運動する機会を提供し、健康の維持にも力をいれていきます。

障がいの程度も多岐に亘ってきていますので、ご家族や嘱託医と連携し日々の健康管理により、病気の予防・早期発見に努めます。また、日々の健康観察・保護者や他施設職員からの連絡等により健康状態や服薬を把握します

- ・バイタル・データ記録（通所後、血圧測定）（検温は通所後と帰宅前に実施）
- ・嘱託医による健康管理等（毎月第1水曜日の午前）
- ・健康診断（年1回、5月） 嘱託医 清水内科 清水医師
- ・歯科検診（年2回、6月・11月） 保富歯科医院
医師の助言を得て利用者の健康維持に努める
- ・インフルエンザ予防接種の実施（嘱託医が実施）
- ・感染症予防のため、手指の消毒（年間通して）やうがい、マスクの常時着用（新型コロナウイルスの状況をみて）、自宅での検温
- ・施設においての発熱・外傷・てんかん発作等に対しては応急手当てをし、必要に応じて医療機関や家族等と連絡をとるなど適切な対応に努める

みきた作業所の実施事業

1 事業の種別

生活介護事業認可 平成31年4月1日（事業所番号 2716400540号）

2 事業の内容

- ① 生活支援
- ② 生産活動に必要な知識、能力を向上するための活動
- ③ 防災・安全に関する活動
- ④ 健康管理
- ⑤ 行事・余暇活動の実施
- ⑥ 訪問支援
- ⑦ 送迎サービス
- ⑧ ①～⑦に付帯するその他必要な介護、訓練、相談、助言等
- ⑨ 利用者等からの苦情・相談に関する事
- ⑩ 介護給付費等の請求・受領業務

3 事業所の概要

(1) 施設所在地 堺市南区別所 1480 番地 1

(2) サービス利用定員 20 人 (3) 令和 4 年度当初利用者数 15 人

職員配置	施設長 (管理者、生活支援員兼務)	1 名
	サービス管理責任者	1 名
	生活支援員 (運転手兼務)	6 名
	事務員 (生活支援員兼務)	1 名
	看護師	1 名
	嘱託医	1 名

4 利用者さんの 1 日の流れ (月～金)

8:20 ~	職員朝礼	13:15 ~	生産活動及び余暇活動
8:30 ~	送迎 (3 コース)	14:00 ~	休息 (水分補給)
10:15 ~	朝礼・ラジオ体操	14:15 ~	生産活動及び余暇活動
10:30 ~	生産活動	15:00 ~	片付け・清掃
11:15 ~	休息 (水分補給)	15:20 ~	帰宅準備・終礼
11:30 ~	生産活動	15:30 ~	送迎 (納品)
12:15 ~	昼食・休憩		

午前・午後の活動が全て同じ 1 コマ 45 分の活動時間となります

(第 4 木曜日) 午後からの流れ

13:15 ~	掃除 (拭き掃除)
13:45 ~	帰宅準備・終礼
14:00 ~	送迎 (納品)

* 第 4 週目の木曜日は、よりよい支援を継続的に行うために職員会議及び施設点検 (備品管理を含む) を実施する為、14:00 送迎開始となります

利用者さんの 1 日の流れ (第 1・第 3・第 5 土曜日)

8:20 ~	職員朝礼	13:45 ~	帰宅準備・終礼
8:30 ~	送迎	14:00 ~	送迎
10:15 ~	朝礼・ラジオ体操		
10:30 ~	室内外 外出訓練		
12:15 ~	昼食・休憩		

* 土曜日開所 (第 1・3・5) は 14:00 送迎開始となります

5 年間行事予定

春・秋の日帰り旅行 暑気払い（8月）忘年会（12月）初詣（1月）親睦会（3月）など 季節に応じた行事を行います

堺市スポーツレクリエーション大会への参加（11月3日）

*但し、新型コロナウイルスの感染者数増加など状況を見極めた上で実施します

6 防災・避難訓練

近年、軽微な事故から地震・火災・土砂災害といった生命に関わる大きな非常災害が発生しており、発生予防と発生時の被害を最小限に留める努力を施設は求められています。災害発生時に迅速に行動ができるよう、災害発生に備え避難訓練・施設内の避難経路等の確保・充実を図ります。

また令和2年度に愛恵福祉支援財団より助成を受け購入した防災備品の管理倉庫を設置しており非常時に役立てます。

火災・地震・土砂災害等の災害を想定し、令和4年度みきた作業所消防計画に基づき、利用者と支援者の組み合わせによる避難体制を確立し、下記のとおり避難訓練を実施、迅速に対応できるよう訓練します

避難訓練年間予定表

実施月	訓練の内容	実施月	訓練の内容
4. 6月	地震想定した避難訓練	4. 12月	土砂災害を想定した避難訓練
4. 9月	防災訓練（消防署に協力要請）	5. 3月	火災を想定した避難訓練

7 広報活動

ホームページにより施設情報の提供をより充実した情報提供を積極的に行います

- ・ホームページ（法人情報公開）ホームページの更新（年3回）
- ・支援学校で行われる福祉事業所合同説明会への参加（各学校年1回程度）及び在校生に向けパンフレット等の配布

8 ボランティア・実習生の受入れ

- ・各種行事等で一般ボランティアの受け入れ
- ・支援学校生（利用予定者含む）の実習受け入れ
- ・支援学校生徒保護者の見学受け入れ
卒業後の進路選択の参考としての施設見学を受け入れます
- ・地域の利用希望者の実習受け入れ
相談支援事業所等を通じて体験等の希望があった場合に行います
（但し、新型コロナウイルスが流行している時は感染の状況を見て判断する）

9 第三者評価受審

評価シートに基づき自己評価を重ね、段階を得て第三者機関の評価受審に移行を計画します

10 その他

その他必要な事項については運営規程・重要事項説明書・利用契約に基づいて利用者(保護者や後見人等)に説明と同意を求めたうえで適切に実施します

従来から行っている感染症対策を含め、新型コロナウイルス対策も同時講じて行っていますが、クラスターの発生源にならないよう、そのときの状況に応じたサービス提供時間等の対応・対策を行います